

議案第43号

すみだスポーツ健康センターの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和5年11月27日

提出者 墨田区長 山 本 亨

すみだスポーツ健康センターの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、すみだスポーツ健康センターの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
すみだスポーツ健康センター	東京都新宿区西新宿三丁目1番4号 住友不動産エスフォルタ・住友不動産建物サービス・アズビル共同企業体 代表者 住友不動産エスフォルタ株式会社 代表取締役 内木場 浩二	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(提案理由)

すみだスポーツ健康センターの指定管理者を指定する必要がある。